

新計画(2024 年5月改定)	前計画(2018 年 3 月策定)
1. はじめに 2. 計画の基本的事項 (1) 管理計画策定の目的 (2) 管理計画の対象範囲 (3) 管理計画の期間 (4) 管理計画実行の考え方 (5) 「世界自然遺産小笠原諸島管理計画アクションプラン」について 3. 世界自然遺産小笠原諸島の概要 (1) 総説 (2) 位置 (3) 自然環境 1) 地質 2) 気象・海流 3) 植生 4) 植物（維管束植物） 5) 動物 6) 生態系の形成と生物の進化 (4) 社会環境 1) 歴史と生活 2) 来島者数 3) 主な産業 4) 土地所有状況 (5) 世界自然遺産小笠原諸島 1) 遺産価値（世界遺産委員会による評価の抜粋） 2) 世界遺産委員会の決議における要請事項・奨励事項 3) 保護担保措置 4) その他関係法令等 4. 管理計画改定に当たっての視点 5. 管理の基本理念と基本方針 (1) 基本理念 (2) 基本方針 1) 生態系の保全 2) 自然と人の共生 3) 持続的な遺産の管理 6. 管理の方策 (1) 生態系の保全 1) 生態系の修復と固有種等の個体群の絶滅回避 ア. 全ての島に共通する留意点 イ. 各列島・島の保全管理 ウ. 海域の保全管理 2) 未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止 (2) 自然と人の共生 1) 自然と共生した島の暮らしの実現 2) エコツーリズムの推進 (3) 持続的な遺産の管理 1) 遺産を保護するしくみの適切な運用 2) 保全管理体制の充実 7. 管理の体制 (1) 管理機関の体制・役割 (2) 関係者との連携のための体制 8. おわりに	1. はじめに 2. 計画の基本的事項 (1) 管理計画策定の目的 (2) 管理計画の対象範囲 (3) 管理計画の期間 (4) 管理計画実行の考え方 3. 世界自然遺産小笠原諸島の概要 (1) 小笠原諸島の位置 (2) 総説 (3) 自然環境 1) 地質 2) 気象・海流 3) 植物 4) 動物 5) 生態系の相互作用と進化 (4) 社会環境 1) 歴史と生活 2) 主な産業 3) 土地所有状況 4) 利用状況 (5) 世界自然遺産小笠原諸島 1) 遺産価値（世界遺産委員会による評価の抜粋） 2) 世界遺産委員会の決議における要請事項・奨励事項 3) 管理の現状（世界自然遺産登録後の変化・取組の成果・課題） 4. 管理の基本理念と基本方針 (1) 基本理念 (2) 基本方針 1) 遺産価値を支える自然環境の保全 2) 侵略的外来種対策の継続 3) 人の暮らしと自然との調和 4) 順応的な保全管理の実施 5. 管理の方策 (1) 保護制度の適切な運用 1) 原生自然環境保全地域 2) 国立公園 3) 森林生態系保護地域 4) 国指定鳥獣保護区 5) 国内希少野生動植物種 6) 天然記念物 7) 外来種対策に係る制度 (2) 新たな外来種の侵入・拡散防止 1) 生態系の保全管理及び調査 2) その他の緑化・建設事業 3) 自然利用 4) 農業活動 5) 愛玩動物・園芸植物の飼養・栽培・持込み等 6) 定期航路等による物資や人の移動 (3) 各種事業における環境配慮の徹底 (4) 自然と共生した島の暮らしの実現 (5) エコツーリズムの推進 (6) 継続的な調査と情報の管理 (7) 島ごとの対策の方向性 6. 管理の体制 (1) 管理機関の体制 (2) 科学的知見に基づく順応的管理体制 (3) 関係者の連携のための体制 (4) 国内外との連携 7. おわりに

【新旧比較②】世界自然遺産小笠原諸島管理計画 各項目の改定状況

新計画(2024 年5月改定)	前計画(2018 年 3 月策定)	改定状況
1. はじめに	1. はじめに	
		・ 内容に大きな変更なし。 ・ 基本理念は第 5 章、現状認識は第 4 章に記載することとし、本項からは削除。
2. 計画の基本的事項	2. 計画の基本的事項	
(1) 管理計画策定の目的	(1) 管理計画策定の目的	・ 内容に大きな変更なし。
(2) 管理計画の対象範囲	(2) 管理計画の対象範囲	
(3) 管理計画の期間	(3) 管理計画の期間	
(4) 管理計画実行の考え方	(4) 管理計画実行の考え方	・ 内容に大きな変更なし。 ・ 旧「第 6 章 (2) 科学的知見に基づく順応的管理体制」に記載されていた内容を改定案では本項に記載。
(5) 「世界自然遺産小笠原諸島管理計画アクションプラン」について		・ 項目を新設し、アクションプランの改定の経緯と位置付けを記載。
3. 世界自然遺産小笠原諸島の概要	3. 世界自然遺産小笠原諸島の概要	
(1) 総説	(1) 小笠原諸島の位置	・ (1) と (2) の順序を入れ替え。 ・ 内容に大きな変更なし。
(2) 位置	(2) 総説	
(3) 自然環境	(3) 自然環境	・ 時点更新するとともに、文章表現を精査。 ・ 「植物」については、「植生」と「植物（維管束植物）」に分割。
1) 地質	1) 地質	
2) 気象・海流	2) 気象・海流	
3) 植生	3) 植物	
4) 植物（維管束植物）		
5) 動物	4) 動物	
6) 生態系の形成と生物の進化	5) 生態系の相互作用と進化	
(4) 社会環境	(4) 社会環境	・ 現況を踏まえて内容を修正。 ・ 2) ～ 4) の順序を入れ替え、「利用状況」は「来島者数」へと見出しを修正。
1) 歴史と生活	1) 歴史と生活	
2) 来島者数	2) 主な産業	
3) 主な産業	3) 土地所有状況	
4) 土地所有状況	4) 利用状況	
(5) 世界自然遺産小笠原諸島	(5) 世界自然遺産小笠原諸島	・ 内容に大きな変更なし
1) 遺産価値（世界遺産委員会による評価の抜粋）	1) 遺産価値（世界遺産委員会による評価の抜粋）	
2) 世界遺産委員会の決議における要請事項・奨励事項	2) 世界遺産委員会の決議における要請事項・奨励事項	
	3) 管理の現状（世界自然遺産登録後の変化・取組の成果・課題）	・ 「第 4 章 管理計画改定に当たっての視点」へ移動
3) 保護担保措置		・ 旧「第 5 章 (1) 保護制度の適切な運用」を本項へ移動。 ・ 村条例について情報を追加。
4) その他関係法令等		
4. 管理計画改定に当たっての視点		
		・ 旧「第 3 章 (5) 3) 管理の現状（世界自然遺産登録後の変化・取組の成果・課題）」に替えて項目を新設。
5. 管理の基本理念と基本方針	4. 管理の基本理念と基本方針	
(1) 基本理念	(1) 基本理念	・ 内容に大きな変更なし。
(2) 基本方針	(2) 基本方針	
1) 生態系の保全	1) 遺産価値を支える自然環境の保全	・ 管理の方策に対応して、構成を見直し。 ・ 旧「第 4 章 (2) 基本方針」に記載されていたポイントは、本項及び「第 6 章 管理の方策」へ振り分け。
	2) 侵略的外来種対策の継続	
2) 自然と人の共生	3) 人の暮らしと自然との調和	
3) 持続的な遺産の管理		
	4) 順応的な保全管理の実施	

新計画(2024 年5月改定)	前計画(2018 年 3 月策定)	改定状況
6. 管理の方策	5. 管理の方策	
	(1) 保護制度の適切な運用	・「第3章(5)3) 保護担保措置」「第3章(5)4) その他関係法令等」へ移動。
	1) 原生自然環境保全地域	
	2) 国立公園	
	3) 森林生態系保護地域	
	4) 国指定鳥獣保護区	
	5) 国内希少野生動植物種	
	6) 天然記念物	
	7) 外来種対策に係る制度	
(1) 生態系の保全		
1) 生態系の修復と固有種等の個体群の絶滅回避 ア. 全ての島に共通する留意点 イ. 各列島・島の保全管理 ウ. 海域の保全管理		・海域の保全管理に関する項目を新設。 ・小笠原諸島全体／列島ごと／島ごとのそれぞれの視点で対策の方向性を整理。 ■全ての島に共通する留意点 ・旧「第4章(2)2) 侵略的外来種対策の継続」に書かれていた3つの観点(種間相互作用の観点、生態系機能の観点、広域移動種の観点)をベースに再整理。 ■列島ごとの概要、保全管理の方向性 ・島ごとの対策の方向性を列島ごとに分けて整理することとし、各列島の冒頭で列島ごとの概要と保全の方向性を整理して記載。 ■島ごとの現況と課題、長期目標、管理の方策 ・旧「第5章(7) 島ごとの対策の方向性」のうち、生物の保全、既侵入の外来種への対策に関する内容をベースに再整理し、情報を更新。 ・主な保全対象と主な脅威を島ごとに一覧化。
2) 未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止	(2) 新たな外来種の侵入・拡散防止	・現行計画の内容をベースに一部情報を更新。 ・見出しレベルや構成を再整理。
	1) 生態系の保全管理及び調査	
	2) その他の緑化・建設事業	
	3) 自然利用	
	4) 農業活動	
	5) 愛玩動物・園芸植物の飼養・栽培・持込み等	
	6) 定期航路等による物資や人の移動	
	(3) 各種事業における環境配慮の徹底	・「第6章(3)1) 遺産を保護するしくみの適切な運用」へ移動。
(2) 自然と人の共生		
1) 自然と共生した島の暮らしの実現	(4) 自然と共生した島の暮らしの実現	・現行計画の内容をベースに一部情報更新・追加。 ・旧「第5章(7) 島ごとの対策の方向性」に含まれていた内容を一部統合。
2) エコツーリズムの推進	(5) エコツーリズムの推進	
	(6) 継続的な調査と情報の管理	・「第6章(3)2) 遺産管理体制の充実」へ移動。
(3) 持続的な遺産の管理		
1) 遺産を保護するしくみの適切な運用		・旧「第5章(3) 各種事業における環境配慮の徹底」から移動。 ・保護担保措置の拡充に関する事項を追記
2) 保全管理体制の充実		・旧「第5章(6) 継続的な調査と情報の管理」から移動。 ・旧「第6章(4) 国内外との連携」に記載の内容を管理の方策に位置付け。 ・資金確保や体制整備に関する事項を追記。
	(7) 島ごとの対策の方向性	・生物の保全、既侵入の外来種への対策に関する内容は、「第6章(1)1) 生態系の修復と固有種等の絶滅回避」へと移動。 ・未侵入・未定着の外来種への対策、自然と人の共生に関する内容は、「第6章(1)2)～(3)」でそれぞれ個別の項目として再整理。
7. 管理の体制	6. 管理の体制	
(1) 管理機関の体制・役割	(1) 管理機関の体制	・内容に大きな変更なし。
	(2) 科学的知見に基づく順応的管理体制	・「第2章(4) 管理計画実行の考え方」へ移動。
(2) 関係者との連携のための体制	(3) 関係者の連携のための体制	・科学委員会と地域連絡会議が対になるよう、細目・内容を再整理。
	(4) 国内外との連携	・「第6章(3)2) 遺産管理体制の充実」へ移動。
8. おわりに	7. おわりに	
		・内容に大きな変更なし。